

○事務局長 それでは、ご起立をお願いいたします。こんにちは。ご着席をお願いいたします。

本日は1名の方が若干遅れて来られますけれども、全員出席ですので会議は成立をしております。それではただいまより、令和4年度第10回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして、会長ご挨拶をお願いいたします。

○会長 (会長挨拶)

○事務局長 ありがとうございました。それでは、会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり議事を整理するとなっておりますので、ここから先は会長よろしくお願ひいたします。

○議長 それでは座らせていただきて、議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に2番委員、3番委員を指名いたします。よろしくお願ひします。次に日程第2、議案第28号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題といたします。本件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 それでは、日程第2、議案第28号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」ということで、ご説明をさせていただきます。1ページ目をお開きいただきたいと思います。下記のとおり、農地の権利移転等についての許可申請があつたので、許可不許可についての意見を決定するものとするものでございます。

(1件の申請について説明)

以上です。

○議長 続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○6番川越委員 議案第28号、農地法第3条の許可申請に対する調査報告についてですが、この申請物件につきまして、12月9日に6番委員と7番委員、12番委員で調査に伺いました。先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域内農地となっております。無償譲渡となっております。許可の判断につきましては、農地法第3条第2項に規定する不許可の

要件には該当せず、許可の要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議の結果でした。以上ご報告いたします。

○議長 ただいま、事務局の説明と調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようすでにお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第3、議案第29号、「多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。本件については議事参与の案件がございますので、私、7番委員、13番委員は退席をお願いいたします。その間の議事進行を職務代理の2番委員にお願いしたいと思います。

○2番職務代理者 ただいま、会長が議事参与ということで、退席をされましたので代理で議長を務めさせていただきます。着座にて進行させていただきます。それでは、日程第3、議案第29号、退席された方の説明をお願いします。

○係長 それでは、3ページをお開きください。日程第3、議案第29号、「多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について」、令和4年第12回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書につきまして、12月5日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。

(議事参与分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

○2番田嶋職務代理者 ただいま事務局より説明がありましたけど、この件についてご質問等ありますでしょうか。何もないということですでお諮りいたします。この件につきましてご異議はありませんか。異議なしと認め、原案通り決定をいたします。退席された方の議案が決定しましたので、これで議長の席を退席させていただきます。

○議長 職務代理ありがとうございました。続けて残りの案件について、説明をお願いいたします。

○係長 それでは、別冊の集積計画書の総括表でご説明をいたします。

(残りの案件について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 ただいま、事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして、日程第4、議案第30号、「非農地証明願に対する判断について」を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、4ページをお開きください。日程第4、議案第30号、「非農地証明願に対する判断について」、下記内容のとおり非農地証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについての判断を行うものとするものでございます。

(1件の申請について説明)

以上、説明を終わります。ご審議をよろしくお願ひします。

○議長 続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○7番委員 事前調査の報告をいたします。12月9日に6番委員、7番委員、12番委員で事前調査を行いました。番号1についてですが、現在、住宅が建っており、現況は農地ではなく、宅地になっています。多良木町固定資産台帳で確認しましたところ、昭和25年に現在の建物が建てられた記録が残っており、農地法施行日前日の昭和27年10月20日以前から、既に宅地であったものと思われます。よって、熊本県が定める非農地証明事務処理要領の非農地証明の基準の(1)「昭和27年10月20日農地法施行日前日以前から引き続き非農地であったとき」に該当するものと思われますので、農地法第2条第1項に規定する農地ではなく、非農地と判断できると考えています。以上で事前調査の報告を終わります。

○議長 ただいま、事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について何かご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りをします。本件についてご異議はございま

せんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたしました。続きまして日程第5、議案第31号、「農地法施行規則第95条の該当の有無に関する意見決定について」を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは、6ページ目でございます。日程第5、議案第31号、「農地法規則第95条の該当の有無に関する意見決定について」、下記のとおり、国に対し国有財産の買受申込があったので、買受申込者が農地法施行規則第95条に該当するか否かについて、同第94条の規定により農業委員会の意見を求められたため、意見を決定するものとするものでございます。

(1件の申請について説明)

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、事前調査の報告をお願いいたします。

○12番委員 それでは報告いたします。議案第31号、農地法施行規則第95条の該当の有無に対する調査報告をいたします。今回、1件の申請がありましたが、12月9日に6番委員、7番委員、12番委員で調査いたしました。番号1の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農振農用地区域外農地となります。農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、買受申込者は農地法施行規則第95条に該当するものであるとの協議結果でございました。以上です。

○係長 いくつか補足説明をさせていただきます。

(本案件について補足説明)

以上です。

○議長 ただいま、事務局の説明と事前調査の報告はございましたが、本件について何かご意見はございませんか。何かございませんか。3番委員。

○3番委員 この物件は農水省が持っていたということで、まだほかにも黒肥地地区に農水省の

物件があるのかお聞きします。

○係長 他にも農水省管理の筆は何筆か確認しているところでございます。

○議長 よろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め本件は農地法施行規則第95条に該当すると認めるということで決定をいたします。続きまして、日程第6、報告第10号、「農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について」を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○係長 それでは8ページ目でございます。日程第6、報告第10号、「農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について」、令和4年10月26日から令和4年11月25日までとなっております。解約の内容につきましては割愛させていただきまして、解約後の農地の耕作状況についてご報告させていただきます。

(15件の合意解約について説明)

以上で報告を終わります。

○議長 ただいま、合意解約の報告がございましたが、本件について何かご質問はございませんか。ないようでしたら、報告第10号を終わりたいと思います。続きまして、日程第7、「次回総会に伴う事前調査委員の指名」を行います。まず、事前調査が1月10日木曜日の午前9時から行います。調査委員に8番委員、13番委員、14番委員を指名したいと思いますが、御三方ご都合はよろしいでしょうか。それではお願いいいたします。総会を1月13日金曜日の午前9時から行います。よろしくお願いいいたします。

以上で、本日提案された議案並びに報告事項は全て終了しました。議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

○事務局長 議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。これをもちまして令和4年度第10回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを称する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記